

# でん粉原料用かんしょ生産者の皆様へ

今年も要件審査申請期間が始まります！ご用意の程、宜しくお願い致します。

でん粉原料用いも交付金を受け取るためには、**毎年 5/1～7/31 の間に、alic（農畜産業振興機構）への「要件審査申請書」などの書類の提出が必要です。**



## 生産者に求められる要件

区分	交付金の対象者要件
B-1	認定農業者、特定農業団体、又はこれと同様な組織（面積要件なし）
B-2	収穫面積の合計が、0.5ha以上の生産者（法人含む）、3.5ha以上の協業組織
B-3	基幹作業面積の合計が、3.5ha以上の共同利用組織の構成員
B-4	B-1、B-2の生産者、又は基幹作業面積の合計が3.5ha以上の受託組織やサービス事業体に基幹作業を委託している者



**【要注意】平成30年産まで認められていた特例は、令和元年産から廃止になりました！**  
平成30年産で特例要件対象者だった方は、本則要件での制度加入に向けた取組を進めましょう！

## 特例要件

B-3  
及び  
B-4

【本則】共同利用や委託に供した実面積（最大の基幹作業の面積）が、収穫面積の2分の1以上

【特例】共同利用や委託に供した実面積（各ほ場ごとの最も大きい基幹作業面積の合計）が、収穫面積の3分の1以上  
※特例要件は、平成30年産までの時限措置です。

## 【令和元年産より特例要件が廃止になったことで…】

- 上記の**本則要件**を満たさないと、事業に加入できなくなります。
- B-3及びB-4の生産者の皆様におかれましては、計画段階で本則を満たす予定であっても、実際に共同利用や委託に供した実面積が、収穫面積の**2分の1未満**になってしまった場合、**交付金の対象外**になってしまいます。
- このため、生産者の皆様におかれましては、作業内容を計画段階から**変更する場合**、代理人の方に御連絡ください。

## ◎でん粉の価格調整制度について

alicは、**でん粉原料用かんしょ生産者**や、**かんしょでん粉製造事業者**を支援するための政策としてコーンスターチ用輸入トウモロコシ等から**調整金**を徴収し、これらを財源として国内の**でん粉原料用いも生産者**と**かんしょでん粉製造事業者**に**交付金の交付**を行っています。



制度加入の手続き方法などは、  
**各支所営農販売課にお尋ねください！**

本所 27-1218 西之表 28-3815 南種子 26-1211  
alic 鹿児島事務所 099-226-4731



射手座  
11/23  
～ 12/21

【全体運】 いろいろな分野に興味を感じるものの、飽きっぽくなっているよう。手を広げ過ぎるには避けて。観劇にはつき  
【健康運】 梅雨冷えにご用心。軽い運動が開運の鍵  
【幸運を呼ぶ食べ物】 カワハギ